

屋内モニター広告掲出仕様書

屋内施設に広告を掲出する事業者等を次のとおり募集します。

○掲出場所等について

| | |
|----------------------|---|
| 施設名称 | 八幡東区役所（北九州市八幡東区中央一丁目1番1号） |
| 掲出場所 | 八幡東区役所本館1階 市民ロビー ※広告主のパンフレット等の設置希望がある場合は、事業者決定後、設置個所・規格等について協議のうえ決定する。 |
| 掲出内容 | テレビモニター設置による「広告放映」及び「庁内行事案内」 |
| 掲出期間 | 令和5年4月1日～令和6年3月31日 ※ただし、5年を超えない範囲で更新することができる。 |
| 広告の規格 | 広告モニター 55インチ1台、43インチ1台 |
| (掲出場所) 近辺の利用者数 | 庁舎の概要：本館 地上2階、地下1階 別館 地上4階、地下1階 職員数：約240人（市の関係機関等の職員含む） 来庁者数：約740人/日（概算） |
| 掲出場所の特徴・ セールスポイント | 来庁者に待ち時間が生じた場合、市民ロビー等でお待ちいただきます。庁舎の注目度の高い場所にモニターを設置することで、来庁者の目を十分に引き、高い広告効果が期待できます。 |
| 掲出に係る留意事項 | ○モニターの規格は、窓口サイン表示の妨げにならないようにするため、サイズ等の変更が生じる場合があります。 ○広告モニターは、天井吊にて設置してください。 ○庁舎行事案内モニターは、下記の条件を満たすものとします。 ・1日単位での表示とする。 ・案内件数が多い場合は、自動的に画面が切り替わる。 ・365日、24時間、1分単位でのタイマー設定ができる。 ・操作説明マニュアルを準備する。 ○放映時間は原則、市役所開庁日の8時30分～17時15分とします。 ○放映時間のうち、行政情報を全体の1/4以上放映してください。 ○市政情報は静止画又は動画とし、月1回以上の情報更新をしてください。 ○放映回数や回転数などは、協議の上、決定します。 ○放映は、原則として全モニターが同時・同一の内容としてください。 ○事業者側において、広告データと行政情報を併せて放映できる状態に編集してください。（行政情報は市から提 |

| | |
|------|--|
| | <p>供した素材をもとに、事業者側が放映できる状態に加工 なお、編集後のデータは、市のチェックを受け放映してください。</p> <p>○音量は、業務に支障のないことが条件となります。 また、音量調節（無音を含む）を市で行えるようにしてください。</p> <p>○モニターの電源は、自動的にON/OFFができるようにしてください。</p> <p>○掲出期間中であっても、レイアウト変更等により、やむを得ず、本広告事業を中止することがあります。</p> |
| 募集形態 | 価格競争制 |
| 備考 | |

| | |
|------------------|---|
| 広告掲載が好ましくない業種・内容 | 「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」、「北九州市屋内広告事業実施要領」による |
| 設置期日 | 令和5年4月1日 |

※制作費（版下・デザイン）、設置に係る費用は設置事業者の負担となります。

※提案価格には上記費用を含んでおりません。なお、広告掲出枠については、所定枠を用意しています。

※広告掲出に係る光熱水費は設置事業者の負担とし、設置後に別途、請求となりますので、提案価格には含めないでください。

○申込みについて

| | |
|------|---|
| 申込対象 | 広告代理店（広告代理店1社による、広告掲出枠2箇所の買い切り） |
| 申込方法 | 別途「募集要項」に記載。募集要項の配布については下記問合せ先まで。 |
| 申込締切 | 令和5年1月27日（金） 17時15分まで |
| 問合せ先 | <p>○募集に関する問い合わせ（価格提案書及び質疑書提出先） 八幡東区役所総務企画課庶務係（担当：鍋川、彌榮） 〒805-8510 北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 TEL：093-671-1459 FAX：093-681-8329</p> <p>○広告事業全般に関する問い合わせ 北九州市総務局行政経営課（担当：柳井、生野） 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 TEL：093-582-2160 FAX：093-562-1307</p> |

八幡東区役所 本館 1階

